

# 水道メーター購入・売払い（令和8年度分）（単価契約）仕様書 (口径50mm～150mm)

## 1 適用範囲

この仕様書は、春日部市水道事業（以下「上下水道部」という。）における水道用メーター（以下「メーター」という。）口径50mm・75mm・100mm・150mmの購入及び売払いに適用する。

## 2 適用法令等

メーターは、以下の法令等によるものとする。

- ① 計量法（平成4年法律第51号）及び特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
- ② 水道法施行令（昭和32年政令第336号）に定める給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）
- ③ 日本工業規格及びその引用規格

JIS B 8570-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）

JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用）

JIS B 7554（電磁流量計）

- ④ その他関連する法令等

## 3 構造型式及び性能

- (1) メーターの構造型式は次のとおりとする。

- 口径50mm・75mm：たて型軸流羽根車式水道メーター（乾式デジタル直読表示）
- 口径100mm・150mm：電磁式水道メーター（液晶デジタル直読表示）

- (1) 定格最大流量( $Q_3$ )及び計量範囲( $R$ )

たて型軸流羽根車式水道メーター

• 口径50mm： $Q_3 = 40\text{m}^3/\text{h}$   $R = 100$

• 口径75mm： $Q_3 = 63\text{m}^3/\text{h}$   $R = 100$

電磁式水道メーター

• 口径100mm： $Q_3 = 160\text{m}^3/\text{h}$ 以上  $R = 160$ 以上

• 口径150mm： $Q_3 = 250\text{m}^3/\text{h}$ 以上  $R = 160$ 以上

- (3) 接続部は、フランジ（上水規格、メータ一口径50mm～100mm： $\phi 19 \times 4$ 穴、メータ一口径150mm： $\phi 19 \times 6$ 穴）とする。

- (4) 補足管を含む全長は口径50mm：560mm、口径75mm：630mm、口径100mm：750mm、口径150mm：1,000mmとする。

## 4 素材

- (1) メーターは、性能及び耐久性に優れ、計量法に関するすべての法令及び通達事項

に適合するものでなければならない。

(2) メーターは、厚生労働省令で定める耐圧、浸出その他の基準を検定期間内保持するものであること。

(3) メーターケース及び補足管の材質は、ステンレス製（電磁メーター）、鋳鉄製、又はそれに準じるものとする。

## 5 塗装及び刻印

(1) メーター蓋の色は次のとおりとする。

日本塗装工業会 色票番号 A69-50T 青色

(2) メーターケースの外面塗装は、材質により無塗装又はエポキシ樹脂粉体塗装とする。

(3) 発注時に指示するメーター番号等を、蓋及び上ケースに明確に打刻（打刻できない場合は表示）すること。

## 6 付属品

メーター1台に対し、設置全長に合うように、ストレーナー機能付き伸縮補足管1本、合フランジ1枚、フランジパッキン2枚、ビクトリックジョイント1組、SUS製ボルト・ナット（焼付防止加工）必要数、その他必要な付属品を付属させること。

## 7 梱包方法

衝撃その他の理由により損傷のないよう1台ずつ箱に包装すること。

## 8 納入

(1) 納入場所は、次の施設のうち上下水道部が指定した場所とする。

- ・西部浄水場内倉庫（春日都市一ノ割1731-1）
- ・春日都市役所第二庁舎（春日都市中央七丁目2-1）
- ・水道保守管理事務所内倉庫（春日都市大沼六丁目77）

(2) メーターの納入にあたっては、梱包した箱の側面に、メータ一口径、メーター番号を明記するものとする。

(3) 納入時には、納品書、器差成績書、請求書を提出すること。

(4) 納入メーターの検収は、納入時において計量法に基づく検定受付試験合格証印及びこの仕様書に定める事項の確認をもって検収の完了とする。なお、検収には納入者からの立会人を派遣し上下水道部とともに実施するものとする。

(5) 納入メーターの検定又は検査は、納入期限の日の属する月又はその先月に実施したものとする。

## 9 売払い

(1) メーターの売払いにあたっては、上下水道部の指定する日時に検定期間満了等のメーターを上下水道部所定の場所（8(1)と同じ）から、搬出するものとする。

(2) 搬出時には、受領書（預かり書）を提出すること。

- (3) 後日、搬出した台数分の売払い代金を上下水道部に納付すること。
- (4) メーターの売払いは、たて型軸流羽根車式水道メーター又は電磁式水道メーター、及びメーターの付属品（付属品がない場合もある）とする。

#### 1 0 数量

メーターの納入及び売払いの日程及び予定数については一覧のとおりとする。ただし、予定数量と実施数量との間に増減が生じることがあるものとし、この場合において契約単価に変化は生じないものとする。

#### 1 1 製造物責任

メーカーの責任による故障が発見されたとき又は生じたときは、上下水道部の指示に従い無償で交換又は修理するものとする。

#### 1 2 その他

この仕様書に疑義が生じたときは上下水道部と協議のうえ決定するものとする。

## 納入・売扱い予定一覧

### 納入

	5月8日	6月5日	7月8日	8月6日	9月4日	10月7日
50mm	14	16	0	0	0	4
75mm	12	2	1	1	0	1
100mm	3	1	0	0	0	0
150mm	2	0	0	0	0	0

※5月分は窓口分含む

### 売扱い

	8月31日	10月30日	1月下旬	3月上旬
50mm	25	0	4	2
75mm	9	2	1	0
100mm	2	0	0	0
150mm	0	0	0	0

※納入・売扱いの時期と数量は変更となる場合があります。